○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年二月十六日農林水産省告示第二百二十六号（四に係るものに限る。）、昭和五十八年七月十九日農林水産省告示第千二百九号（四に係るものに限る。）、昭和五十八年九月八日農林水産省告示第千六百三十八号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十一年三月十三日農林省告示第二百三号（一に係るものに限る。）、昭和五十四年二月十六日農林水産省告示第二百二十六号（二に係るものに限る。）、平成十二年八月二十二日農林水産省告示第千百二十一号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年三月八日農林水産省告示第三百二号（一に係るものに限る。）、平成二年十月二十三日農林水産省告示第千三百九十四号（一に係るものに限る。）、平成六年二月十四日農林水産省告示第三百二十五号（一に係るものに限る。）、平成七年七月二十四日農林水産省告示第千十八号（一に係るものに限る。）、平成十二年十二月八日農林水産省告示第千五百三十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年十月二十三日農林水産省告示第千三百九十四号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県大村市東大村二丁目一八〇五、一八〇八の三、平町一八八〇の一・一九三二の一・一九三二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一八八〇の二から一八八〇の二一まで、一九三二の三から一九三二の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第十四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月十七日

特許庁長官　細野　哲弘

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第十五号	平成二十一年十一月四日	株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号 代表取締役　石井　知	四　先行技術調査（応用光学）	株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号
			六　先行技術調査（事務機器）	

○特許庁告示第十五号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月十七日

特許庁長官　細野　哲弘

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第十六号	平成二十一年十一月六日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役　南部　靖之	三　先行技術調査（材料分析）	株式会社パソナグループ 大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号